

第 6 部 健康危機等応急対策

近年、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ、SARS(重症急性呼吸器症候群)等、生命や健康及び生活環境を脅かす危機が相次いで発生している。このような市民生活に重大な被害を生じさせる感染症等の健康危機に対して、発生を未然に防止するとともに被害を最小限に食い止める対策が求められている。

第1章 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等の健康危機を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的とする。

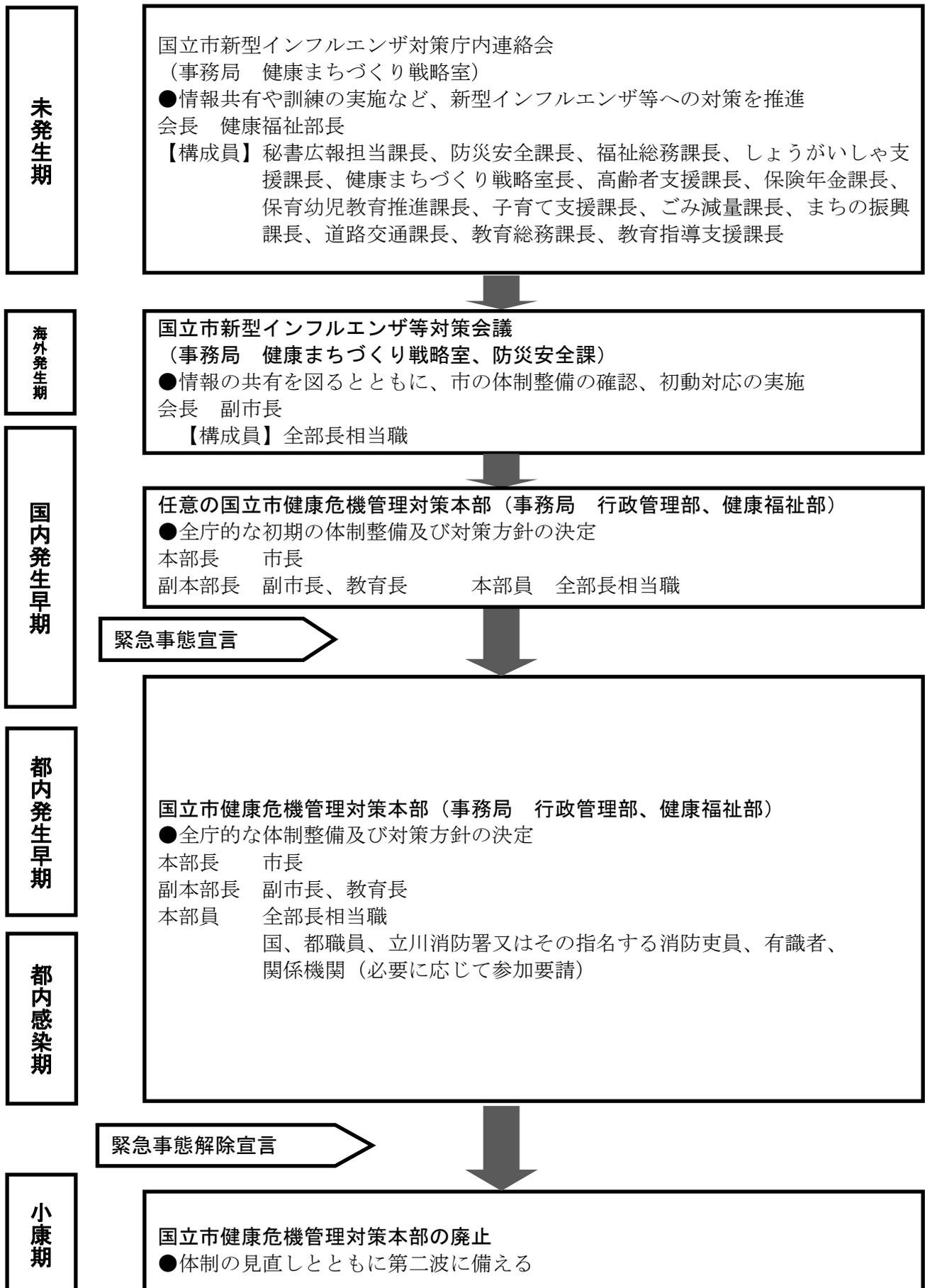
なお、本市の健康危機対策については「国立市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施する。このため、本章はその概要について述べるものとする。

第2章 市の実施体制

本市では、政府対策本部長により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた時には、直ちに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」という。）及び国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例に基づき国立市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

なお、平常時には、国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）において、全庁的な新型インフルエンザ等の対策会議を開催し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合には、健康福祉部長が関係部長によって構成される国立市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、情報の共有を図るとともに、市として初動対応を行う。さらに、国内で患者が発生した場合には、緊急事態宣言が行われる前であっても必要に応じて、市対策本部に準じた任意の国立市健康危機管理対策本部を設置する。

【危機管理体制概略図】



第3章 発生段階に応じた主な対策

第1節 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対応は、感染の段階に応じた対応がなされる必要がある。このため、次の通り発生段階で定める。

なお、発生段階の移行については、東京都が必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

【新型インフルエンザ等の発生段階】

政府行動計画		東京都行動計画		状態	
国	地方	国立市行動計画			
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制>	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第1ステージ (通常の院内体制)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第2ステージ (院内体制の強化)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第2節 対策の考え方

新型インフルエンザ等の発生段階における対策の考え方は次のとおり。

政府行動計画		東京都行動計画 国立市行動計画		対策の考え方	
国	地方				
未発生期		未発生期		<ul style="list-style-type: none"> ① 平素から国立市行動計画等を踏まえ、関係機関との連携、対応体制の構築、訓練の実施、人材の育成等の事前の準備。 ② 市民、事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を実施。 	
海外発生期		海外発生期		<ul style="list-style-type: none"> ① 病原性・感染力が高い場合を想定して対応。 ② 積極的な情報収集。 ③ 都内のサーベイランス・情報収集体制を強化。 ④ 注意喚起、情報提供等により、区市町村、医療機関等に準備を促す。 ⑤ 都内発生に備えた体制整備。 	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期 (都内未発生)		<ul style="list-style-type: none"> ① 流行のピークを遅らせる感染拡大防止等。 ② 都民への積極的な情報提供・相談対応。 ③ 住民接種の早急な準備。 	
	地域発生早期	都内発生早期		<ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き感染拡大防止策等の実施、緊急事態宣言時には積極的な感染拡大防止策実施。 ② 都民へ積極的な情報提供。 ③ 海外、国内の情報集約と医療機関への提供。 ④ 都内感染期への移行に備えた体制整備。 ⑤ 住民接種の準備及び実施。 	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制>		
			第1ステージ (通常の院内体制)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害軽減策の実施。 ② 積極的な情報提供。 ③ 医療提供体制への負荷の軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外来診療は原則かかりつけ医の対応。 ② 一般病床を有するすべての医療機関で受入。 ③ 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫把握。
			第2ステージ (院内体制の強化)	<ul style="list-style-type: none"> ④ 医療提供体制の維持。 ⑤ ライフライン等の事業活動の維持。 ⑥ 住民接種の速やかな実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 都の要請を入院医療機関へ周知。 ② 市医師会や市薬剤師会へ重症患者受入医療機関への支援を要請。
第3ステージ (緊急体制)	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 状況に応じた対策の縮小・中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関へ更なる患者の収容を要請。 ② 市医師会や市薬剤師会へ重症患者受入医療機関への支援を要請。 			
小康期		小康期		<ul style="list-style-type: none"> ① 第二波の流行への備え。 ② 第二波の流行に備え市民へ情報提供。 ③ 情報収集の継続、第二波発生の早期探知。 ④ 第二波流行の影響を軽減する住民接種の実施。 	

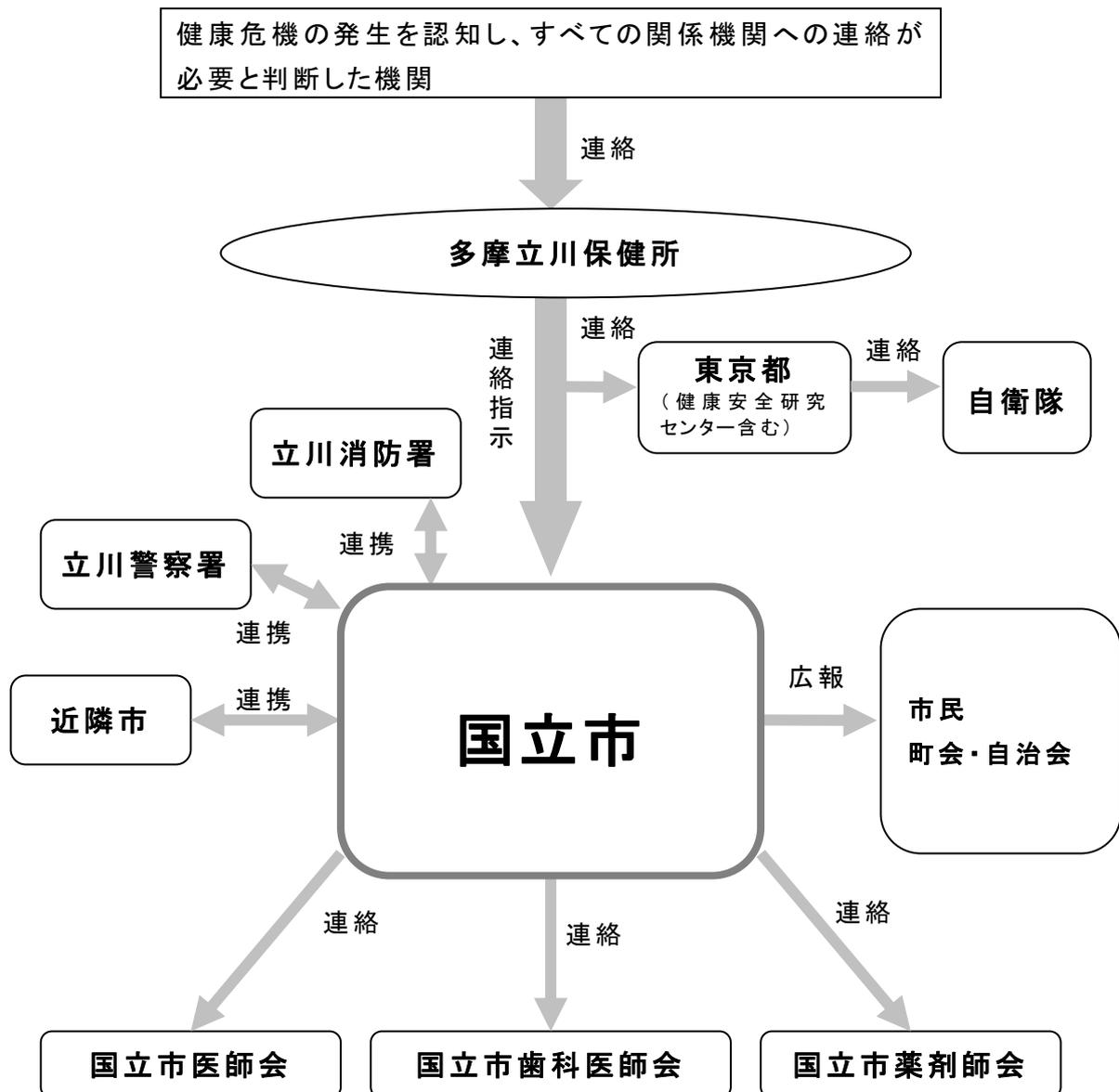
第4章 関係機関相互の情報収集と市民への広報

市は、多摩立川保健所をはじめ、立川警察署、立川消防署等と連携を図り、国立市医師会等への連絡、市民等への広報を実施する。

■ 広報手段

市民への広報手段としては、ホームページ、くにたちメール配信、国立市公式 SNS、防災行政無線、広報車、広報紙等を活用した情報提供。報道機関、ジェイコム東京、エフエム立川等への放送依頼。

【関係機関の情報連絡】



第5章 各部の主な役割

各部の主な役割は次のとおり。

部署名	主な役割
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応に関する事 ・広報など情報提供、集約に関する事 ・市主催行事の自粛に関する事
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置・運営に関する事 ・対策会議の設置・運営に関する事 ・国・都・他の自治体との連携に関する事 ・市職員の感染予防・サービス・り患状況に関する事 ・市職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事 ・火葬、埋葬の許可、整備に関する事 ・遺体安置所の設置、運用に関する事 ・公用車の使用に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置・運営に関する事 ・対策会議の設置・運営に関する事 ・庁内連絡会の運営に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事 ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 ・予防接種（特定接種、住民接種）に関する事 ・市民からの相談体制に関する事 ・市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整に関する事 ・在宅の高齢者・しょうがいしゃなど要配慮者の支援に関する事 ・感染防護服、医薬品等の確保に関する事
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園等における感染予防に関する事 ・保育園、幼稚園等における感染状況の把握に関する事 ・保育園等の救援措置に関する事
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制に関する事 ・ごみの収集に関する事 ・集会所等のコミュニティ施設の閉館等に関する事 ・商工関係団体等への情報提供及び連携に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関への情報提供に関する事 ・コミュニティバスの運行中止等に関する事 ・下水道の維持に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学校の感染予防に関する事 ・市内小・中学校の感染状況の把握に関する事 ・市内小・中学校の休校措置に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡調整に関する事
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・他部署の応援に関する事